

【じゅうろく教育資金専用口座 商品概要】

項目	内 容
対象となる預金	<p>普通預金</p> <p>新規に専用口座を開設いただきます。</p> <p>別途、教育資金管理契約を締結いただきます。</p>
専用口座をご利用いただける方	<p>祖父母さま等の直系尊属から教育資金に充てるために書面により金銭の贈与を受けた30歳未満の個人のお客さま</p> <p>既に弊行または他の金融機関で「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用を受けるための口座を開設されている方はご利用いただけません。</p>
口座開設期間 預け入れ期間	<p>平成25年6月25日(火)～平成27年12月30日(水)</p>
専用口座の開設	<p>十六銀行本支店の窓口で開設いただきます。</p> <p>東京支店、大阪支店、PLAZA JUROKU各支店でのお取扱いはできません。</p> <p>弊行所定の書類が必要となります。</p>
預け入れ金額	<p>100万円以上1,500万円以下(1円単位)</p> <p>1,500万円の範囲で分割でのお預け入れも可能です。</p> <p>口座開設店の窓口でのお預け入れに限ります。</p>
金利	<p>弊行が店頭に表示する普通預金の利率</p>
払い戻し方法	<p>口座開設店の窓口で随時払い戻しいただけます。</p> <p>口座開設店の窓口以外での払い戻しはできません。</p>
キャッシュカード	<p>発行できません</p>
口座振替	<p>ご利用いただけません</p>
領収書等の提出方法	<p>払い戻し時あるいは領収書等に記載の支払年月日の翌年3月15日までに、教育資金の支払いを証明する領収書等(原本)を口座開設店の窓口まで提出いただきます。</p>
契約の終了	<p>以下の(1)～(3)のいずれかに該当した場合、契約は終了します(専用口座を解約いただきます)。</p> <p>(1) 預金者さまが30歳になられた場合</p> <p>(2) 預金者さまが亡くなられた場合</p> <p>(3) 専用口座の残高が零となり、預金者さまと弊行で契約終了の合意があった場合</p>
口座管理手数料	<p>無料</p>